

令和4年12月16日(金)  
国土交通省関東地方整備局  
常総国道事務所

東日本高速道路株式会社関東支社  
つくば工事事務所

## 記者発表資料

### 東関東自動車道水戸線(潮来～鉾田)の 行政代執行請求についてお知らせします。

国土交通省と東日本高速道路株式会社が共同で事業を進めている東関東自動車道水戸線(潮来～鉾田)については、令和7～8年度開通を目指し事業を進めているところです。

しかしながら、用地の一部については、任意での解決が図れなかったため、平成30年3月から土地収用法に基づく手続きを進め、令和3年11月18日に茨城県収用委員会より収用裁決がなされました。

この収用裁決に基づき、土地の引渡しに向けた努力を行ってきたところですが、令和4年3月19日の明渡期限を過ぎても土地の引渡しがされない用地が残されている状況です。

このままでは、今後の工事に支障となることから、本日、起業者である国土交通省及び東日本高速道路株式会社は、土地収用法第102条の2第2項に基づく行政代執行請求を茨城県知事へ行いましたのでお知らせします。

#### 発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、茨城県政記者クラブ

#### 問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 常総国道事務所 電話 029-826-2040 (代表)

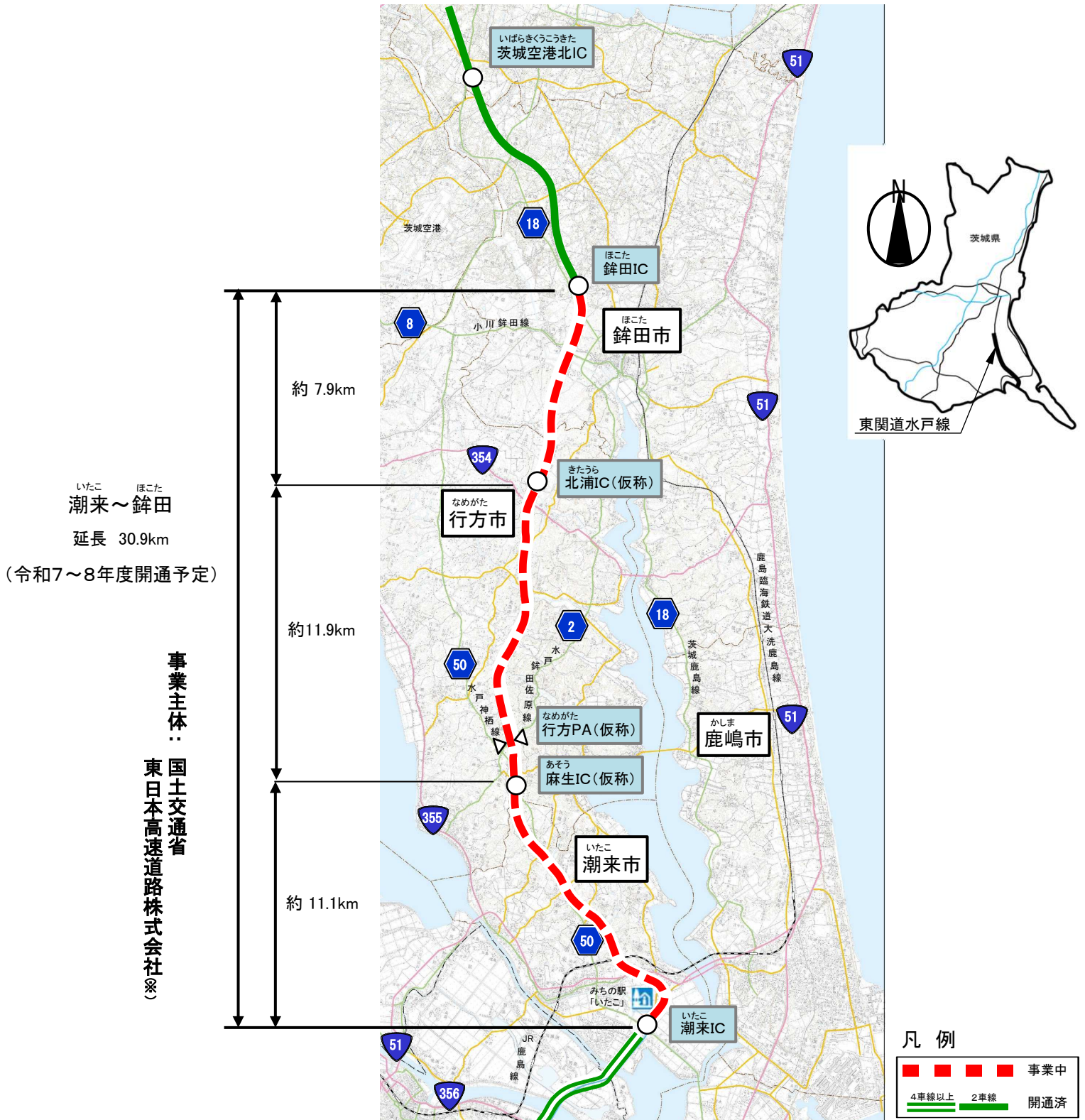
副所長 たかはし あきひろ  
高橋 晃浩

用地第二課長 いいむら かつのり  
飯村 勝紀

# 東関東自動車道水戸線(潮来～銚田)

東関東自動車道水戸線「潮来IC～銚田IC」間(延長30.9km)は、高速道路のネットワークを形成し、国際バルク戦略港湾である鹿島港や成田国際空港、茨城空港へのアクセス向上を図るとともに、災害時のリダンダンシー(代替路線)を確保し、北関東地域と東関東地域の連携交流に寄与するものです。

当該区間は、高速ネットワークのミッシングリンクとなっており、国土交通省と東日本高速道路株式会社が事業を推進しています。



※日常的なメンテナンスが必要な舗装や設備工事及び有料道路との接続部については、有料道路事業者である東日本高速道路株式会社が実施



## 1. これまでの用地交渉及び土地収用法の適用の経緯

国土交通省関東地方整備局常総国道事務所及び東日本高速道路株式会社関東支社つくば工事事務所で事業を進めている東関東自動車道水戸線（潮来～鉾田）については、令和7～8年度開通を目指し事業を進めているところです。

当該事業については、平成21年度から用地買収に着手し、任意による用地交渉にて、地権者の皆様のご協力のもと、事業用地の取得に努めてきたところです。

一方、事業の計画的な執行を図るため、平成29年度から土地収用法に基づく手続きについても並行して進め、平成31年2月4日には事業認定の申請を行い、平成31年3月26日に事業認定の告示を受け、その後も任意による解決を目指し、用地交渉を継続してまいりました。

しかしながら、任意による解決に至らなかったことから、令和3年1月29日に茨城県収用委員会に裁決申請及び明渡裁決の申立てを行い、令和3年11月18日に権利取得裁決及び明渡裁決を受けたものです。

### 【土地収用法に基づく手続の経緯】

平成30年3月13日、14日、15日	事前説明会
平成31年2月4日	事業認定申請
平成31年3月26日	事業認定告示
令和2年4月16日	手続開始告示
令和3年1月29日	裁決申請・明渡裁決の申立て
令和3年11月18日	権利取得裁決・明渡裁決（茨城県収用委員会）
令和4年2月18日	明渡期限内に移転するよう文書にて依頼
令和4年3月19日	明渡期限（土地の引渡し及び物件の移転が履行されず）
令和4年3月25日	土地の引渡し及び物件の移転を文書にて督促
令和4年6月9日	土地の引渡し及び物件の移転を文書にて督促
令和4年6月17日	土地の引渡し及び物件の移転を文書にて督促
令和4年6月28日	土地の引渡し及び物件の移転を文書にて督促
令和4年7月29日	土地の引渡し及び物件の移転を文書にて督促
令和4年9月5日	土地の引渡し及び物件の移転を文書にて督促
令和4年10月3日	土地の引渡し及び物件の移転を文書にて督促
令和4年11月10日	土地の引渡し及び物件の移転を文書にて督促

## 2. 行政代執行請求について

起業者としては、茨城県収用委員会の収用裁決に基づき、明渡期限内の引渡しを、また、明渡期限経過後は早期の引渡しを求めて督促を行ってまいりましたが、未だ土地の引渡しがなされていないため、工事に着手することができない状況にあります。

このため、本日（令和4年12月16日付け）、土地収用法第102条の2第2項の規定に基づき、茨城県知事に対して行政代執行請求を行ったところです。

### 【行政代執行請求の内容】

請求者：国土交通大臣  
東日本高速道路株式会社 代表取締役社長  
請求先：茨城県知事  
対象物：立竹木、動産

# 土地収用法の手続き

東関東自動車道水戸線(潮来～鉾田)

